

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 岡部 譲 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒107-0062 日本国東京都港区南青山1-1-1新青山ビル東館 8階		発送日 (日.月.年) 31.07.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 10181809W001		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/024803	国際出願日 (日.月.年) 29.06.2018	優先日 (日.月.年) 30.06.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B41J2/01(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) キャノン株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 18.07.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 村田 顕一郎	2P 7862
		電話番号 03-3581-1101	内線 3261

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	3-13, 15-16	有
	請求項	1-2, 14	無
進歩性 (I S)	請求項	3-13, 15-16	有
	請求項	1-2, 14	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-16	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

- 文献 1: JP 2009-892 A (セイコーエプソン株式会社) 2009. 01. 08,
段落 0002-0013, 0039-0040, 0077, 0080, 図 8 (ファミリーなし)
- 文献 2: JP 2007-268975 A (富士フイルム株式会社) 2007. 10. 18, 全文, 全図
& US 2007/0229586 A1, 全文, 全図
- 文献 3: JP 2015-145117 A (株式会社リコー) 2015. 08. 13, 全文, 全図
(ファミリーなし)
- 文献 4: US 2005/0245633 A1 (SOUTAR, Andrew McIntosh) 2005. 11. 03, 全文, 全図
& WO 2005/111156 A1, 全文, 全図
& CN 1906253 A

1 請求項 1-2, 14 に係る発明について

請求項 1-2, 14 に係る発明は、国際調査報告で提示された文献 1 から新規性及び進歩性を有しない。

引用文献 1 には、廃インク液と接触する表面に含浸液を含んだ廃インク吸収体が記載されている (段落 0039-0040 参照)。そして、当該含浸液は、界面活性剤として、パーフルオロアルキルカルボン酸を含んでいることが記載されている (段落 0077, 0080 参照)。ここで、パーフルオロアルキルカルボン酸は、親水基と疎油基を含んだ親水撥油材料であり、親水基と疎油基を含んでいるため、当該パーフルオロアルキルカルボン酸と水との接触角は、当該パーフルオロアルキルカルボン酸と n-ヘキサゴンとの接触角より小さいことが認められる。

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

以上より、引用文献 1 には、
『表面に親水撥油材料であるパーフルオロアルキルカルボン酸を含んだ廃インク吸収体であって、

当該パーフルオロアルキルカルボン酸と水との接触角は、当該パーフルオロアルキルカルボン酸と n-ヘキサゴンとの接触角より小さい廃インク吸収体

を有する廃液タンクと、

インクを付与する記録ヘッドと、

を備えたインクジェット式記録装置。』

が記載されている（段落 0002-0013, 0039-0040, 0077, 0080, 図 8 参照）。

したがって、請求項 1-2, 14 に係る発明は文献 1 に開示されている。

2 請求項 3-13, 15-16 に係る発明について

請求項 3-13, 15-16 に係る発明は、国際調査報告で提示された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

最も関連のある先行技術文献であると認められる文献 1 にも、請求項 3-5 に係る発明の構成は記載も示唆もされていない。また、文献 1 には、請求項 6, 10 に係る発明における、インク像に液体吸収体を接触させることでインク像中の液体成分の少なくとも一部を除去する、との構成が記載も示唆もされていない。さらに、文献 1 には、請求項 15 に係る発明における「転写体」を備えた構成が記載も示唆もされていない。

よって、請求項 3-13, 15-16 に係る発明は当業者が容易に想到し得ない。